

県中教育

随 想



希望の光

県中教育事務所長
大和田 博行

ニューヨーク在住のジャズピアニストでビッグバンドリーダーの穂吉敏子さんが、次のような話をしていたのを聞いたことがあります。

広島をテーマに曲を聞いて欲しいと依頼があり、取材のために広島へ行き、原爆ドームや当時の写真を見たときに余りにも悲惨な光景に、これでは曲はかけないと思ったそうです。しかし、太陽の光を受けて咲く一輪の花の写真を見つけたとき、これならかけるかもしれないと思い、「ヒロシマをそして終焉から」という組曲をかきあげ、その最終楽章として「HOPE」という曲が生まれたということでした。「HOPE(希望)」は谷川俊太郎作詞で歌になっているので、耳にされた方もあるかと思えます。

東日本大震災、大津波、原子力発電所の事故により、住み慣れた故郷からの避難を余儀なくされ、県内各地で学んでいる子どもたちが現在も大勢います。ある学校を訪問したときに、教室に数人、他の生徒と異なるジャージを着て授業を受けている生徒を目にしました。そのことを尋ねると、PTAで制服やジャージを準備し渡しましたが、本人の意志で前の学校のジャージを着用しているとのことでした。避難してきた生徒の姿から、今はここで転入先の生徒と仲良く学校生活を送っているけれど、故郷に戻り、またみんなと一緒に学びたいという強い気持ちを垣間見たようで、胸が詰まる思いでした。放射線等の影響で故郷を離れ学校生活を送っている児童

編集・発行
福島県教育庁
県中教育事務所
発行責任者
大和田博行
編集協力
県中市町村教委連各支会
県中各地区小中学校長協議会



生徒の戻りたいという思いを叶えるために、学校関係者ができることは何なのでしょう。放射線からの被害をなくすために除染することは勿論ですが、放射線等に関する教育をすることではないでしょうか。放射性物質の物理的半減期を考えれば、これから長い期間関わらざるを得ないと思います。そのためには、放射線等についての基礎知識と、それをもとに考え、判断することができる能力、そして判断に基づき自ら実行できる態度を育てることが大切なのではないでしょうか。放射線等で苦しんでいる本県だからできる教育を進めることで、放射線等を正しく怖がることのできる児童生徒を育てることが、復興への希望の光となることを信じて。

「精神年齢Ⅱ八分の五」

県中教育事務所 学校教育課長
塩田 正信

「精神年齢の算出法」という文章に出会った。筆者によれば、『現在の実年齢に八分の五を乗ずると、漱石や鴎外の時代の「精神年齢」が得られる』という。日本人の平均寿命が八十歳を超えた今と、「人生五十年」と言われた時代を比較したときの私見による算出法だそうである。

さっそく、自分の年齢に算出法を当てはめてみる。(三十代前半/まだ若い?) 喜んではいられない。「精神年齢」の話である。しかし、妙に納得する部分もある。

この算出法によれば、人生五十年時代に五十歳の人の精神年齢に追いつくには、八十歳まで生きることが前提になる。が、果たして、時間さえ重ねれば追いつけるものなのだろうか。追いつくどころか、精神年齢が上がらずに停滞したり退行したりすることはないのである。

無節操さを指摘される大人の振る舞い、幼稚化したと言われる大学生、規範意識の低下が懸念される児童生徒……。今日、さまざまな形で組上に載せられる諸々の問題も「精神年齢Ⅱ八分の五」論から考えれば、いささか合点がいく気もする。平均寿命の伸びは、しばしば物質的な「豊かさ」と対比

されることが多い。「豊かさを背景に平均寿命が伸びている」というように。しかし、八分の五論に立てば、「豊かさが増し、平均寿命が伸びれば、精神年齢の向上はスロウペースになる」ということになる。

一日の時間、一年の日数は、昔も今も変わらない。にもかかわらず、現代人が同じ時間を過ごしても人生五十年時代の人に比べ、精神年齢の歩みが遅いとすれば、一考を要する問題である。

「豊かさ」の対義語が「乏しさ」であるとするならば、「豊かさ」に逆行すること、つまり、欠乏感を増すことが精神年齢を高める一つのヒントになるのだろうか。そういえば、相当古い話になるが、「清貧の思想」という言葉がもてはやされたこともあった。

「豊かさ」に逆行して生活することは到底できそうにないが、自分を取り巻く現状に何の疑念も抱かない生活は、ある程度改善できるかも知れない。とりあえずは、日常に對する自らの心の持ち方を変え、せめて自分の精神年齢が退行しないよう、自らを欠乏感の中へ追い込む訓練に心がけてみたい。

教育活動の平常化をめざして

3.11東日本大震災

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに続く大津波は、本県において、2000人を超える死者・行方不明者等、沿岸部を中心に、県内全域にわたり深刻かつ広範囲な被害をもたらした。

校舎等の被災

震度6クラスの地震により、校舎損壊の著しい学校もあり、敷地内に建てられた仮設校舎や廃校となった校舎への移転、学校や他施設の間借り等により教育活動を行わざるを得ない状況があり、それが今なお続いている。

東京電力福島第一原発事故

原発事故は、原子力災害を引き起こし現在も進行中であり、未だに立ち入りが制限されている地域もある。放射性物質による環境の汚染は、県民に健康に対する不安、食に対する不安をもたらした。

避難

これまで約10万人に及ぶ県民が県内はもとより全国各地に避難し、多くの町村が役場機能を県内外の地域に移転することを余儀なくされた。

避難所

県立学校や小中学校・公民館・体育館等の施設が避難所となり教職員を含め各施設の職員がその対応に追われた。

児童生徒の転出入

地震、原発事故による避難のため県外に転出したり、県中管内の学校に転入したりする児童生徒が相次ぎ、これまでになかった規模での転出入があった。

人事異動

兼務辞令

避難している児童生徒のサポート等を行うため、兼務辞令が発令された。

8月1日人事異動

東日本大震災への学校現場における迅速な対応や、被災した児童生徒の現状把握と心のケア等を最優先するため、4月1日付け定期人事異動を、8月1日付けとした。

校舎損壊・放射線
教育環境の早急な整備

不安・ストレス
児童・生徒の心のケア

体験学習・運動等
活動機会の拡充

わかる・できる
実感をもたらす授業の充実

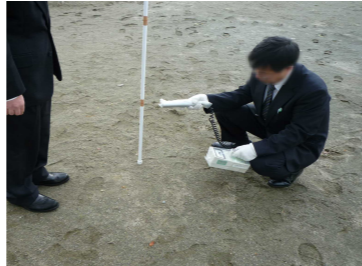
子どもが安全で安心して学ぶことができる学校づくりの支援

環境放射線測定（モニタリング）

「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」4.19付けを受け、当初一定以上の空間線量率が測定された学校等において、継続的なモニタリングを実施した。

表土除去・除染

モニタリングを通して放射線量の状況が明らかになるとともに校庭・園庭の表土除去等が進んだこと等により、学校が開校されている地域では、校庭・園庭において毎時3.8μSv以上の空間線量率が測定される学校はなくなっているとして、文部科学省は「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）」8.26付けにより、年間積算線量1mSvに向けて低減していく取組みを進める必要があるとした。



シンチレーション
サーベイメーターの貸出

県立学校（特別支援学校を含む）郡山自然の家、朝鮮学校、県民環境部等に貸出

放射線量測定現地調査
（4月～5月 計28校）

小・中学校4校、県立学校24校を調査

児童・生徒の心のケア

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

被災地域の学校や避難児童生徒を受け入れている学校の要請を踏まえA、B、Cの3タイプのスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の心の回復を支援

スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業（田村市・三春町）

震災による生活環境の変化等多様な問題に直面している児童生徒に対し、教育分野、社会福祉等の知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣し、当該児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援

教育相談担当者協議会（9.12）

スクールカウンセラーの有効な活用と不登校児童生徒への組織的な対応、発達障がい・児童虐待等今日的な課題への対応及び震災で被災した子どもの心のケア等、教育相談の充実に向けた研修会を開催

心のケアに関する教育プログラム（9.27）（11.28）

被災地域の学校及び避難児童生徒を受け入れている学校等を対象に、浜松医科大学等の専門チームにより、PTSD等にならないよう予防的な教育プログラムを実践

ふくしまっ子体験活動応援事業

東日本大震災により、屋外で十分に活動できる環境が少なくなっている子どもたちに対して、心身ともに伸び伸びと自然体験や交流活動ができる機会を提供する。

ふくしまっ子体験活動 応援補助事業

県内での自然体験活動や交流体験活動を実施する幼児、小中学生を中心とした団体等に補助

移動教室体験活動 応援補助事業

県内の小・中学校等において、心身ともにリラックスできる環境の中で、教育課程に位置付けられた学習等を実施する場合、必要な経費を補助

地域で共に学び、共に生きる教育の推進

特別な支援を必要とする子どものライフステージに応じた支援の充実に向けて、各種研修会、相談支援ファイル作成等、各市町村の支援体制整備を支援した。

また、各学校等を訪問し、子どもにわかりやすい授業づくり、個別的教育支援計画等の活用、校内委員会の機能化を含めた校内支援体制整備等に関する助言を行った。

要請訪問

各教育委員会、学校等からの要請を受けて、IA型50校園、IB型41校、II型23校、III型13校、IV型1校を訪問し、各校園の教育課題の解決に向け、特色ある学校経営や教育活動が展開できるよう専門的な立場から指導・助言を行った。

学力向上に向けた学習環境整備等に関する研修会（12.14）



学力向上に向けた学習環境の整備や放射線等に関する基礎知識について理解を深め、各学校における指導の充実を図るための研修を開催した。放射線教育については、三春町の取組みによる実践発表、学力向上については22年度から実施している定着確認シートの活用についての説明を行った。

学校教育指導の重点

23年度学校教育指導の重点

- 「確かな学力」の向上
- 「豊かな心」の育成
- 「健やかな体」の育成
- 「特別支援教育」の充実
- 「教職員の資質・能力」の向上
- 「新学習指導要領の趣旨の実現を目指した教育課程の編成・実施・評価」の充実

反省と改善

23年度の重点について、その成果と課題、改善策を挙げ、24年度の計画作成の指針とした。

県中教育事務所ホームページアドレス <http://www.kenchu-eo.fks.ed.jp/>

24年度へ

社会教育担当から

◆「地域家庭教育推進県中ブロックセミナー」の開催
今年度の新規重点事業である「子どもをめぐむ地域実践プロジェクト」は、家庭における子どもをめぐむ環境づくりや地域の教育力の向上に向け、地区の現状と課題を話し、子どもたちの生活習慣の向上と学習習慣の定着を図るための有効な手立て等について協議することを目的としています。

◆「平成二十三年度子ども読書活動推進研修講座」
今年度より三か年の計画で始まった本事業は、県内各地で子どもの読書活動を推進するボランティアの資質向上を図るとともに、学校図書館の支援もできる人材を育成することを目的としています。

県中地区では一月十一日から三日間、郡山市労働福祉会館で実施しました。

初日と二日目の講座では、出版文化産業振興財団（JPI）読書アドバイザーの児玉ひろ美さんを講師としてお迎えし、「子どもと読書」と題した講演や、読み聞かせの技術、子どもと本を結ぶための演習等を行いました。また、県立・公立図書館職員による講義やボランティア団体の実践発表の他、三日目にはグループ別研修を行い、受講生同士の交流を深めました。

講座を終えて受講証書を受け取られた受講生の皆様につきましては、県教育委員会を通じ、各学校に名簿が配付されます。

読み聞かせや学校図書館の環境整備、図書修理等、読書活動推進のために活躍の場を設けてくださいますようお願いいたします。

◆「地域家庭教育推進県中ブロックセミナー」の開催
今年度の新規重点事業である「子どもをめぐむ地域実践プロジェクト」は、家庭における子どもをめぐむ環境づくりや地域の教育力の向上に向け、地区の現状と課題を話し、子どもたちの生活習慣の向上と学習習慣の定着を図るための有効な手立て等について協議することを目的としています。

◆「平成二十三年度子ども読書活動推進研修講座」
今年度より三か年の計画で始まった本事業は、県内各地で子どもの読書活動を推進するボランティアの資質向上を図るとともに、学校図書館の支援もできる人材を育成することを目的としています。

県中地区では一月十一日から三日間、郡山市労働福祉会館で実施しました。

初日と二日目の講座では、出版文化産業振興財団（JPI）読書アドバイザーの児玉ひろ美さんを講師としてお迎えし、「子どもと読書」と題した講演や、読み聞かせの技術、子どもと本を結ぶための演習等を行いました。また、県立・公立図書館職員による講義やボランティア団体の実践発表の他、三日目にはグループ別研修を行い、受講生同士の交流を深めました。

講座を終えて受講証書を受け取られた受講生の皆様につきましては、県教育委員会を通じ、各学校に名簿が配付されます。

読み聞かせや学校図書館の環境整備、図書修理等、読書活動推進のために活躍の場を設けてくださいますようお願いいたします。

福島県教育委員会学校教育功労者表彰

郡山市立金透小学校長 菅野 健一

この度、福島県教育委員会より学校教育功労者表彰の栄に浴し、身に余る光栄と恐縮しております。

昭和52年4月、初任地である檜枝岐中学校に着任して以来35年間、多くの皆様に支えられ、小・中学校、教育行政機関の場で将来を担う子どもたちの育成を図る任を務めさせていただきました。この間、未熟な私を教え導いていただきました多くの先輩、苦楽をともしてきた同僚の先生方、温かい励ましをいただいた保護者・地域の皆様に支えられ、今の自分があることに心より感謝しております。皆様に支えられ、子どもたちの輝く笑顔と出会い、多くの感動を得ることができましたことに感謝の思いでいっぱいです。

今後は、この榮譽に恥じぬよう、福島の子もたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境のために微力ながら尽くして参りたいと考えております。

郡山市立郡山第四中学校長 武藤 公夫

この度、福島県教育委員会より学校教育功労者表彰の栄に浴し、身に余る光栄であり、感謝の気持ちと身の引き締まる思いでいっぱいです。

昭和49年4月初任者として原町一中に赴任以来38年、10箇所の中学校・教育行政機関に勤務する中、沢山の生徒や上司・先輩・同僚の先生方、保護者や地域の方々などとの出会いがあり、数多くのご指導をいただき、また、支え励まされながら、何とか勤めまわることができました。その時々、悪戦苦闘しながらも自分なりに精一杯やってきましたつもりでしたが、今振り返ってみれば、教えることよりも、逆に生徒たちから学ぶことが多くあったように思います。

私の教員として残された期間はあと僅かとなりますが、今回の榮譽に恥じぬよう、子供たちの健やかな成長と夢の実現を願って最後まで精一杯努めて参りたいと考えております。

福島県立郡山東高等学校長 玉川 一郎

退職を直前にして、学校教育功労賞の表彰を受けました。多くの皆様方のご指導・ご鞭撻の賜と、心より厚く御礼申し上げます。

浜通り生まれの私は、県立聾学校で採用され、郡山東高校で退職します。勤続38年の最初と最後を郡山市内の学校にお世話になりましたのは、何かの縁と思っています。

私は、在職中の17年間、文化財保護行政、特に埋蔵文化財の保護の仕事に携わりました。大学で考古学を専攻したこともあり、大規模な開発事業に対する県レベルの発掘調査体制づくりや調査方法の確立、さらには重要な遺跡を国や県の指定史跡として保存・活用する仕事に関わったことに満足しています。また、この経験を通して学校を外から見る目が養われ、私の教員としての生き方に反映されたと考えています。

本県教育のさらなる発展と、文化財保護の充実をお祈りいたします。

各種表彰(敬称略)

※一月末日現在

◆文部科学大臣表彰

教育者表彰

郡山市立郡山第四中学校
校長 武藤 公夫

社会教育功労者表彰

横田フサ子

優秀教員表彰

石川町立石川中学校
養護教諭 三森 弘子

優良PTA表彰

須賀川市立第一小学校
父母と教師の会
立あぶくま養護学校の会

子どもの読書活動優秀実践校

郡山市立桃見台小学校
田村市立常葉小学校

子どもの読書活動

須賀川市図書館
須賀川市図書館

視聴覚教育各地功労者表彰

吉川 貞司

◆福島県教育委員会表彰

地方教育行政功労者表彰
前三春町教育委員会
教育長 橋本 弘

学校教育功労者表彰

郡山市立金透小学校
校長 菅野 健一

郡山市立郡山第四中学校

校長 武藤 公夫

郡山東高等学校

校長 玉川 一郎

◆福島県教育委員会表彰

社会教育関係功績顕著な施設
郡山市立小原田地域公民館
須賀川市長沼公民館

教育文化関係表彰

特別功績者「優秀教職員」
郡山市立行健第二小学校
養護教諭 湯田 厚子

教育文化関係表彰

郡山市立郡山第二中学校
教諭 佐藤美奈子

教育文化関係表彰

郡山北工業高等学校
教諭 深沢 剛

教育文化関係表彰

郡山萌世高等学校
教諭 佐藤 博

◆学校安全優良校表彰

ポランティア活動奨励賞
三春町立御木沢小学校
安全確保連絡会

◆学校歯科保健優良校表彰

最優秀賞
須賀川市立白方小学校
須賀川市立長沼中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
天栄村立大里小学校
玉川村立須釜中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

◆福島県教育委員会表彰

最優秀賞
郡山市立三穂田中学校

免許更新講習受講期間を確認し、計画的に更新を行いましょ。【教員免許更新制による受講対象者(教諭・養護教諭)】

| 受講対象者の生年月日 | 最初の終了確認期限 | 更新講習受講期間 |
|---------------------|------------|------------|
| S31. 4. 2~S32. 4. 1 | | H22. 2. 1 |
| S41. 4. 2~S42. 4. 1 | H24. 3. 31 | ~ |
| S51. 4. 2~S52. 4. 1 | | H24. 1. 31 |
| S32. 4. 2~S33. 4. 1 | | H23. 2. 1 |
| S42. 4. 2~S43. 4. 1 | H25. 3. 31 | ~ |
| S52. 4. 2~S53. 4. 1 | | H25. 1. 31 |
| S33. 4. 2~S34. 4. 1 | | H24. 2. 1 |
| S43. 4. 2~S44. 4. 1 | H26. 3. 31 | ~ |
| S53. 4. 2~S54. 4. 1 | | H26. 1. 31 |

(S:昭和 H:平成)

管理担当より

① 特定期間の子
扶養親族である子が十五歳に達する日(又は二十歳に達する日)の最初の三月三十一日を迎える場合。
② 子の就職
扶養親族である子が就職し、扶養手当の要件を欠くこととなる場合。

総務担当より

☆扶養手当のご注意☆
例年、事務助言を行った際に、年度末・年度始めの手続きの漏れによる追返納が散見されています。次に該当する扶養親族がいる場合は、四月例月処理でマスタ17の提出が必要ですので忘れずに事務処理をお願いします。
① 特定期間の子
扶養親族である子が十五歳に達する日(又は二十歳に達する日)の最初の三月三十一日を迎える場合。
② 子の就職
扶養親族である子が就職し、扶養手当の要件を欠くこととなる場合。